

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 4 0 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(瀬戸市附属機関設置条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市附属機関設置条例（平成 2 5 年瀬戸市条例第 1 7 号）の一
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公開・ 個人情報保護審査会の委員の秘密保持に係る罰 則)	(瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公開・ 個人情報保護審査会の委員の秘密保持に係る罰 則)
第 6 条 瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公 開・個人情報保護審査会の委員で前条の規定に 違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>拘禁 刑</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	第 6 条 瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公 開・個人情報保護審査会の委員で前条の規定に 違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 4 号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 2 0 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者	第 2 0 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者

には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) <省略> (3) 基準日前<u>1月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの	には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) <省略> (3) 基準日前<u>1箇月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの
第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。<u>第5項</u>において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) <省略>	第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。<u>第5号</u>において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) <省略>
2から4まで <省略> 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合におい	2から4まで <省略> 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合におい

て、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) <省略> 6 から 8 まで <省略>	て、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) <省略> 6 から 8 まで <省略>
---	--

(瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の一部改正)

第 3 条 瀬戸市職員の退職年金等に関する条例（昭和 3 0 年瀬戸市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職年金の受給権の喪失) 第 1 8 条 退職年金の受給権者が<u>次</u>の各号の一に該当するときは、以後退職年金を受ける権利を失う。 (1)及び(2) <省略> (3) 3 年を超える<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき (4) 在職中の犯罪（過失犯を除く。）により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき (退職年金の停止) 第 1 9 条 退職年金を受ける者が、<u>次</u>の各号の一に該当するときは、その期間中支給を停止する。 (1) <省略> (2) 3 年以下の<u>拘禁刑</u>の刑に処せられたときは	(退職年金の受給権の喪失) 第 1 8 条 退職年金の受給権者が<u>つぎ</u>の各号の一に該当するときは、以後退職年金を受ける権利を失う。 (1)及び(2) <省略> (3) 3 年を超える<u>懲役又は禁こ</u>以上の刑に処せられたとき (4) 在職中の犯罪（過失犯を除く。）により<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたとき (退職年金の停止) 第 1 9 条 退職年金を受ける者が、<u>つぎ</u>の各号の一に該当するときは、その期間中支給を停止する。 (1) <省略> (2) 3 年以下の<u>懲役又は禁こ</u>の刑に処せられた

、その月の翌月からその刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。<u>ただし</u>、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、停止しない。その言渡を取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。 (3) <省略> (退職一時金) 第21条 <省略> 2 退職一時金は、懲戒処分により解職されたとき又は在職中<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、支給しない。 (遺族年金の停止) 第26条 <省略> 2 前項の規定は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前の者に遺族年金を給すべき事由が生じた場合について準用する。 3 <省略> (給付の制限) 第42条 この条例に基づく給付を受けるべき者が、故意に給付事由を発生させたときは、当該給付事由にかかる給付は、その全部又は一部を支給しないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときもまた同じとする。	ときは、その月の翌月からその刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。<u>但し</u>、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、停止しない。その言渡を取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。 (3) <省略> (退職一時金) 第21条 <省略> 2 退職一時金は、懲戒処分により解職されたとき又は在職中<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたときは、支給しない。 (遺族年金の停止) 第26条 <省略> 2 前項の規定は、<u>禁こ</u>以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前の者に遺族年金を給すべき事由が生じた場合について準用する。 3 <省略> (給付の制限) 第42条 この条例に基づく給付を受けるべき者が、故意に給付事由を発生させたときは、当該給付事由にかかる給付は、その全部又は一部を支給しないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたときもまた同じとする。
---	--

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) <省略> 2から4まで <省略> 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) <省略> (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、	(退職手当の支払の差止め) 第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) <省略> 2から4まで <省略> 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) <省略> (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当

当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) <省略> 6から10まで <省略> (退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第17条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。） (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) <省略> 2から6まで <省略> (退職をした者の退職手当の返納) 第18条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者	当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) <省略> 6から10まで <省略> (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第17条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。） (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) <省略> 2から6まで <省略> (退職をした者の退職手当の返納) 第18条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者
---	---

が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) <省略> 2から6まで <省略> （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第20条 <省略> 2及び3 <省略> 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5から8まで <省略>	が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) <省略> 2から6まで <省略> （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第20条 <省略> 2及び3 <省略> 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5から8まで <省略>
--	---

(瀬戸市消防団条例の一部改正)

第 5 条 瀬戸市消防団条例（昭和 4 2 年瀬戸市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者 (2) <省略>	(欠格条項) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者 (2) <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において

て同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)
)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例第20条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法及び整理等法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例第16

条第 1 項及び第 5 項、第 17 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。